

令和6年4月から

宮崎市総合福祉保健センターの使用料金が変わります

市では、公共施設サービスを持続して提供していくために、使用料の統一的な見直しを行いました。この見直しに伴い、令和6年4月から宮崎市総合福祉保健センターの施設の使用料は、下記の表のとおりとなります。

<対象施設と使用料（1時間あたり）>

区分	使用料
① 研修室	360円
② 視聴覚室	360円
③ 調理実習室	360円
④ 和室	360円

※使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなします。

たとえば…

- ① 団体が研修室を使って会議をしたい（所要時間：2時間）の場合
360円×2時間＝720円（／団体）
- ② 団体が視聴覚室を使って研修をしたい（所要時間：2時間30分）の場合
360円×3時間＝1,080円（／団体）
- ③ 個人が和室を使って囲碁将棋をしたい（所要時間：1時間）の場合
360円×1時間＝360円（／人）

※個人で利用される場合は「人」単位での計算になります。

【使用料減免について】

令和6年4月から使用料減免に関する要綱を定めます。減免の対象になる場合は、上記の使用料について減免を受けることができますが、該当しない場合は、使用料を収めていただく必要があります。詳しくは、配布のチラシをご覧ください。

【減免申請について】

減免対象になる団体は、減免申請書の提出により使用料の減免を受けることができます。施設の使用目的が同じ場合は、年に1回のみ減免申請でかまいませんが、使用目的が異なる場合は、その都度、減免申請を行うことにより使用料の減免を受けることができます。

【高齢者の利用できる施設】

宮崎市内には、宮崎市総合福祉保健センターの他に、高齢者が利用できる施設があります。詳しくはチラシの【高齢者の利用できる施設】（一覧）をご覧ください。

【その他】

今回の改定等に伴い、団体登録の整理を行います。施設を利用する団体は、あらかじめ当センターの利用登録をお願いいたします。なお、この登録は毎年度行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】	宮崎市 福祉総務課 管理係	電話（直通）	21-1754
	宮崎市社会福祉協議会	電話（直通）	52-5131